

児童虐待防止のための 早期発見・対応マニュアル

～歯・口から気づく 子どものSOS～



彩の国  埼玉県

(社)埼玉県歯科医師会

● 表紙のオレンジリボンの解説 ●

オレンジリボン運動とは、「児童虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広げる市民運動です。

「オレンジリボン」には、児童の虐待の現状を広く知らせ、児童虐待を防止し、虐待を受けた児童が幸福になれるように、という気持ちが込められています。

歯科医療機関の皆様へ

児童とは、児童福祉法では、0歳から18歳未満の子どもを指します。

また、学校教育法では、初等教育を受けているもの（小学校の課程・特別支援学校の小学部の課程）を指します。本マニュアルでは、児童を乳児期・幼児期・少年期を通して取り扱い、満18歳に達するまでを対象とします。

児童虐待には、身体的な虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待、性的虐待などがあります。

被虐待児童の多くは乳幼児・学童期の子どもたちで、要保護児童は「う蝕」が多い傾向にあります。

児童虐待は年々増加傾向にあり、歯科医師は、専門的立場から県・市町村の保健担当者、学校の関係者や医科関係者と連携・協働し、児童虐待の早期発見や子どもの保護に取り組み、児童虐待の発生予防・子育て支援に取り組む必要があります。

埼玉県こども安全課のホームページには、子どもを虐待から守るための5か条があげられています。

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）
- 2 「しつけのつもり・・・」は言い訳（子どもの立場で判断）
- 3 ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- 4 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

我々歯科保健医療従事者は、日ごろから児童虐待の発見・発生予防と関わる重要な役割を担っています。

子どもたちを虐待という悲劇から救えるよう、本冊子が有効活用されることを願い発行いたしました。



マニュアル作成にあたって

平成 22 年度に県内の児童相談所に寄せられた相談件数は、3,449 件と前年度に比べて約 30% 増加し、過去最高を記録しました。要因には様々なものがあるのですが、オレンジリボンキャンペーンといった啓発活動の効果などにより虐待への意識が高まり、虐待の疑いを抱いた方からの早期の相談・通告が増えたこともその一つではないかと考えられます。

早期の発見・通告は、虐待を防止したり、虐待が重大な事故に発展するのを防ぐという点で大変重要です。

歯科医療機関の皆様は、お子さんや保護者に接することも多く、不審な口腔内の状態や親子の様子から虐待のシグナルを知る機会も多いことと思います。

しかし、歯科医療機関からは通告すべきかどうかの判断が分からない、また通告したあとにどのようなプロセスをたどるかを知りたいといった声が寄せられていました。

そこで上記のような疑問にお答えし、歯科医療機関において虐待の通告をする時の手がかりとなるようなマニュアルを作成しました。

作成に当たっては歯科医療機関の皆様に分かりやすく、また実践的なものとなるよう意を用いたところです。

歯科医療機関におかれましてはこのマニュアルを活用し、虐待の防止、早期発見に御協力いただければ幸いです。

本マニュアルの作成に当たりましては、社団法人埼玉県歯科医師会に、基本資料の収集から内容検討、編集とほぼ全プロセスに渡って御尽力いただきました。また、この他にも関係各方面の御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

一人でも多くの児童が救われるよう、歯科医療機関の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

平成 24 年 2 月

埼玉県福祉部長 荒井 幸弘

発刊によせて

平成23年10月18日に、「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が公布施行されました。これに先立ち、同年8月に国において「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立しました。

近年、口腔の健康が全身の健康に影響することが明らかになったことから、国の法律および県の条例では、ともに口腔保健の重要性がうたわれています。県の条例では国の法律を基礎として、埼玉県の特性に合わせ具体的な策定すべき基本事項を掲げ、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康を維持するための環境が整備され、もって県民の健康で質の高い生活が確保されることを理念としています。

そして策定すべき基本事項11項目の中に、「妊娠期からの子育て期における母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策」が掲げられており、埼玉県歯科医師会としても積極的に関与していきたいと考えます。

わが国における児童虐待件数は、ここ10年間で約5倍に達する勢いで激増し、埼玉県においても約3倍に増加しています。小児を養育する家族を取り巻く環境は、核家族化による親の孤立化・離婚率の上昇・地域の育児支援体制の未整備・女性の就業率の上昇・子育て男性の就業時間の長時間化など、決して恵まれているとはいえません。

このような社会環境のなか、埼玉県歯科医師会では、埼玉県の委託を受け、歯科医療関係者が口腔を通じて育児支援をし、児童虐待予防のための活動を進めるべく、本マニュアルの作成をいたしました。

歯科医療従事者におかれましては、本書を熟読いただき、手元に保管のうえ、日常診療や市町村・学校・施設等での歯科健診において児童虐待を疑う事例に遭遇した時に、早期発見・虐待予防につながるように役立てていただきたいと思います。また、虐待予防には地域や多職種との連携が不可欠であることから、行政関係者・学校関係者・施設関係者等との連携や、要保護児童対策地域協議会への関与など、積極的に関わることをお願いいたします。

現在、埼玉県歯科医師会は全ての県民が生涯、歯や口腔の健康を保ち快適な生活を送ることのできることを目指して「8020（80歳で20本以上自分の歯を保つ）達成型県民社会の実現」を目標としています。そのためには、生涯にわたる切れ目ない支援が必要であり、母子歯科保健推進と虐待予防は目標達成のための重要な課題です。皆様におかれましては本書の趣旨をご理解下さり、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、本冊子の作成にあたり指導・協力をいただきました関係の皆様およびご尽力くださいました編集委員会の皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年2月

社団法人 埼玉県歯科医師会 会長 島田 篤

虐待かな？と思ったら、まずここを読んでください

間違いであっても罰せられることはありません。
子どもを守るために勇気を出して電話してください。

(1) こんな状況が見られたら

- ・不自然な傷やあざが多い
- ・小さな子どもを残して親がたびたび外出している
- ・長時間、こどもが外に出されている
- ・いつも泣き声が絶えない暴力を振るわれている
- ・お風呂に長期間入っていないようだ
- ・いつも季節に合わない服を着ている

(2) ここに相談しましょう


「虐待を受けたと思われる子ども」、「虐待の疑いがある家庭」を見つけたときは、児童相談所、又は市町村の児童相談窓口にご相談ください。

- 児童相談所全国共通ダイヤル（PHS、IP電話を除く）

子どもについての相談は、各市町村の児童相談窓口または、児童相談所へ
(児童相談所全国共通ダイヤル)

0570(064)000

お住まいの地域の児童相談所につながります。



埼玉県のマスコット「コウケン」

※転送先の児童相談所の地図・受付時間は23、24ページをご覧ください。

(3) 相談する時に把握しておきたいこと

子どもの名前等、21ページの「児童虐待チェックリスト」をご活用ください。

虐待を受けた子どもは・・・

- 発育・発達の遅れなどの身体症状
- 情緒不安定、過度な感情抑制、強い攻撃性等の精神状態等が現れることがあります。

このように児童虐待は、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。また将来の世代育成にも影響が及ぶ心配もあります。



児童虐待防止のための早期発見・対応マニュアル

目 次

1. 児童虐待とは	6
2. 児童虐待の実態	
(1) 児童相談所による相談件数（全国・埼玉県）	7
(2) 埼玉県の実態	8
(3) 児童虐待事件の実態	9
3. 児童虐待が疑われる所見	
(1) 全身所見	12
(2) 歯科的所見	12
4. 児童虐待で見られる口腔内所見	13
5. 歯科医療機関での対応	14
6. 児童虐待が疑われる時の対応について	15
7. 児童虐待 Q & A	16
8. 児童虐待の防止等に関する法律（略称：児童虐待防止法）の概要	20
9. 児童虐待チェックリスト	21
10. 児童相談所への情報提供（通告）シート	22
11. 連絡先記入シート及び県内児童相談所所在地マップ	23
12. 連絡先（児童相談所・市町村窓口）	24
13. 市町村保健センター一覧・県内保健所一覧	25
14. 参考資料：児童虐待の防止等に関する法律	27

1 児童虐待とは

○ 児童虐待とは

児童虐待は、本来子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。児童虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害であり、子どもの心身の健康に影響を及ぼし、健全な発達を損なうことにつながります。

○ 児童虐待の4つのタイプ

虐待にはさまざまなものがありますが、大きく分けると次の4つのタイプがあります。

身体的虐待



殴る・つねる、ける、
タバコの火を押し付ける、
首をしめる、
食事を与えない、
冬に戸外にしめ出す、
あざ・骨折・顔面打撲など
※歯科：歯牙破折・口唇裂傷など

ネグレクト (保護の怠慢・拒否)



子育て放棄、子どもの遺棄、
衣食住の世話をしない、
学校へ行かせない、
不潔にする、
病気などでも医者には診せない
※歯科：口腔清掃不良・多数
歯う蝕、多数の未処置歯など

性的虐待



子どもに望ましくない性的
な接触をする、
子どもへの性交、性的暴行、
性的行為の強要、
ポルノグラフィーの被写体
などの強要、
性的な場面を見せるなど

心理的虐待



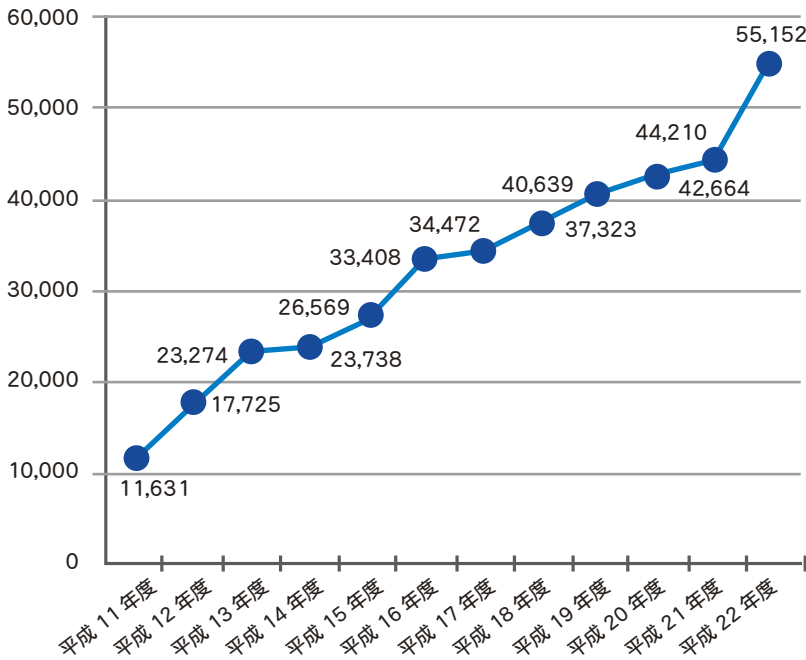
暴言や著しい拒絶的対応、
人格の否定、無視、
配偶者へのDV目撃、
著しい心理的外傷を与える
など

2 児童虐待の実態

(1) 児童相談所による相談件数

◇ 全 国

最近の11年間で5倍に増加



厚生労働省ホームページから

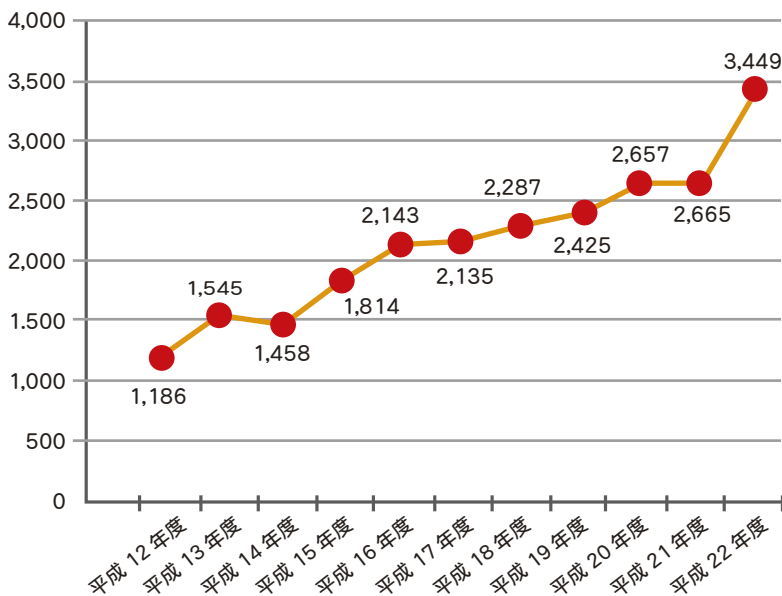
全国の児童相談所に対応した相談対応件数は、統計を開始した平成2年度は1,101件でした。

しかし、平成11年度には、11,631件、平成22年度には55,152件に増加し、この10年間で約5倍に増加しています。

また、平成21年度から平成22年度にかけて24.8%と急激に増加しています。

◇ 埼玉県

最近の10年間で3倍に増加



埼玉県こども安全課調べ

埼玉県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談件数は、平成12年度の1,186件から平成22年度には3,449件となり、最近の10年間で約3倍に増加しています。

特に、平成21年度の2,665件から平成22年度にかけては29.4%の大幅増となっています。

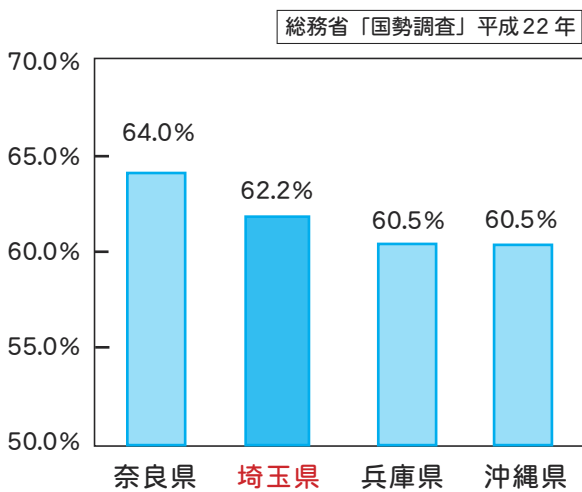
(2) 埼玉県の実況

① 埼玉県の子育てをめぐる実況

埼玉県の家庭では以下のような実況から仕事と子育て・生活の両立において課題があることが推測され、社会全体で子育てを支援する取組が必要です。(with you さいたま女性キャリアセンターHP『統計に見る埼玉県の「ワーク」と「ライフ」の特徴』を一部改変)

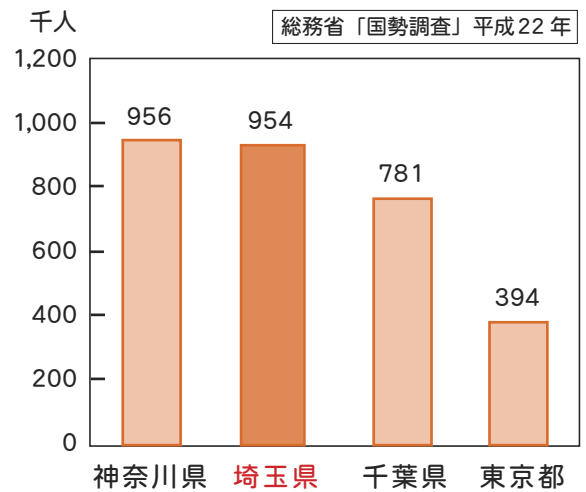
核家族世帯が多く
親が孤立しやすい

核家族世帯の割合
(上位4県)



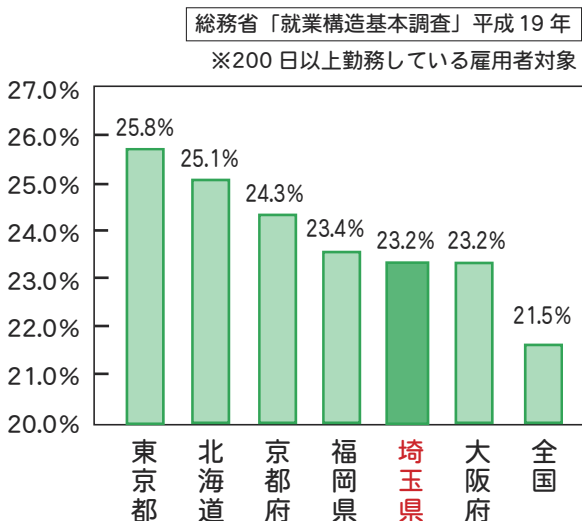
県外就業者が多く通勤時間が長い
ため子育てに費やせる時間が短い

県(都)外就業者数
(上位4都県)



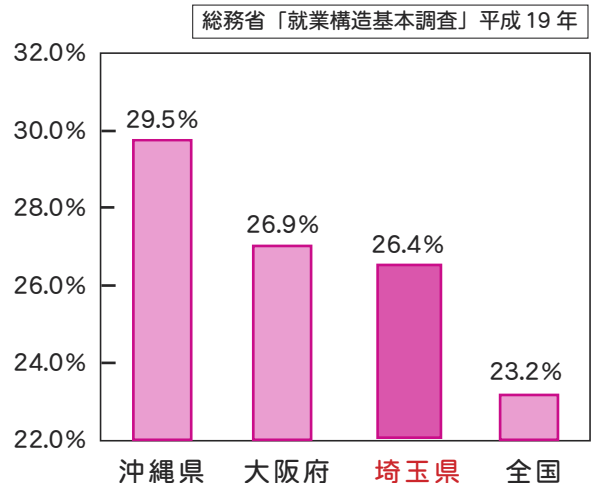
子育て期の男性の就業時間が長く
母親が孤立しやすい

25～44歳男性雇用者のうち週60時間以上
就業している者の割合(上位6都道府県・全国)

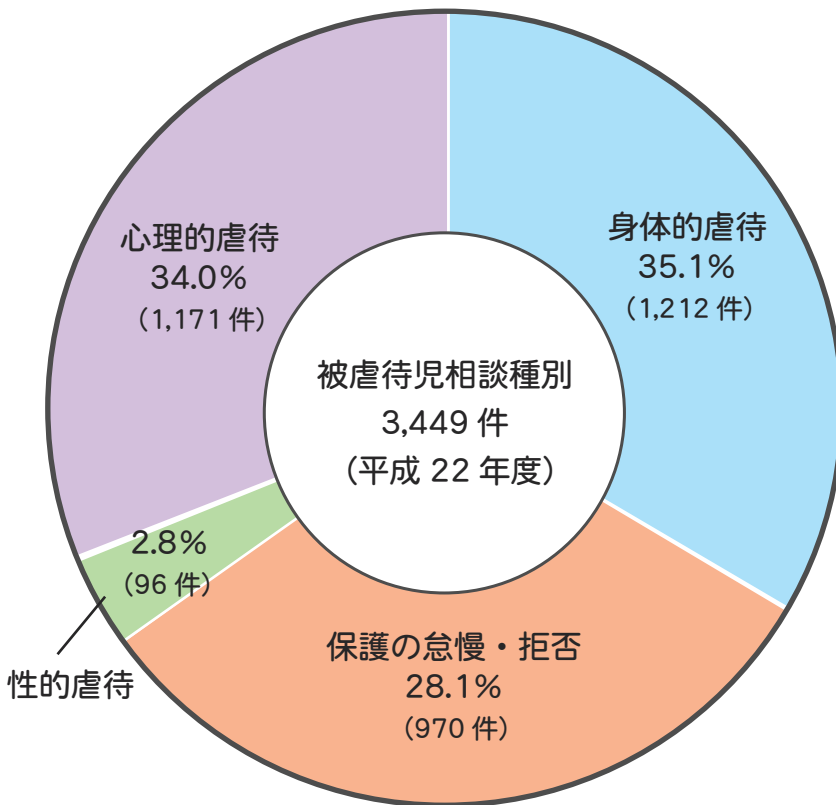


女性の就業希望率が高く
経済的問題が示唆される

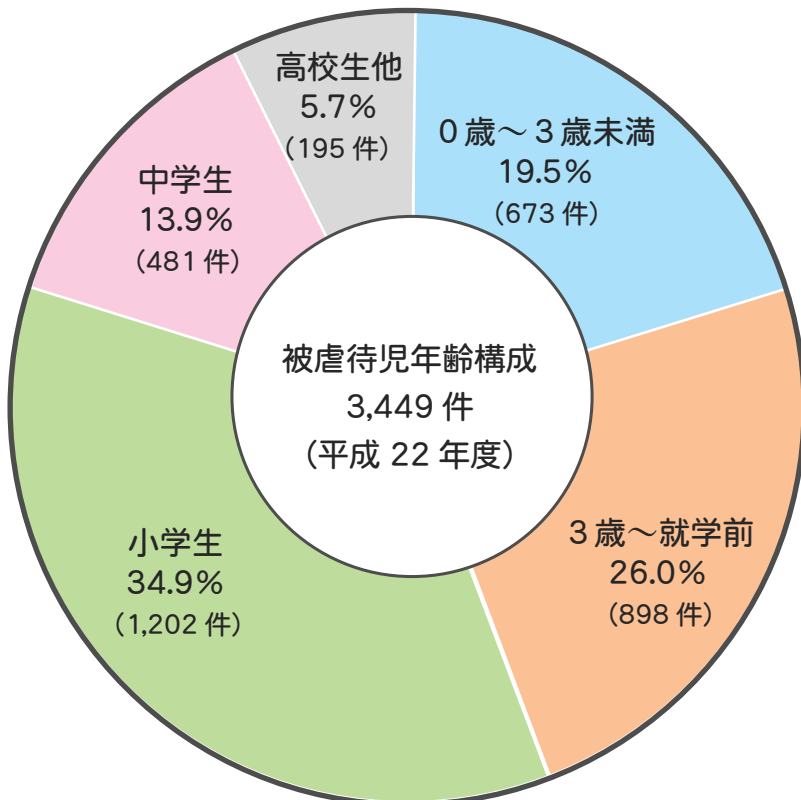
女性の就業希望率
(上位3府県・全国)



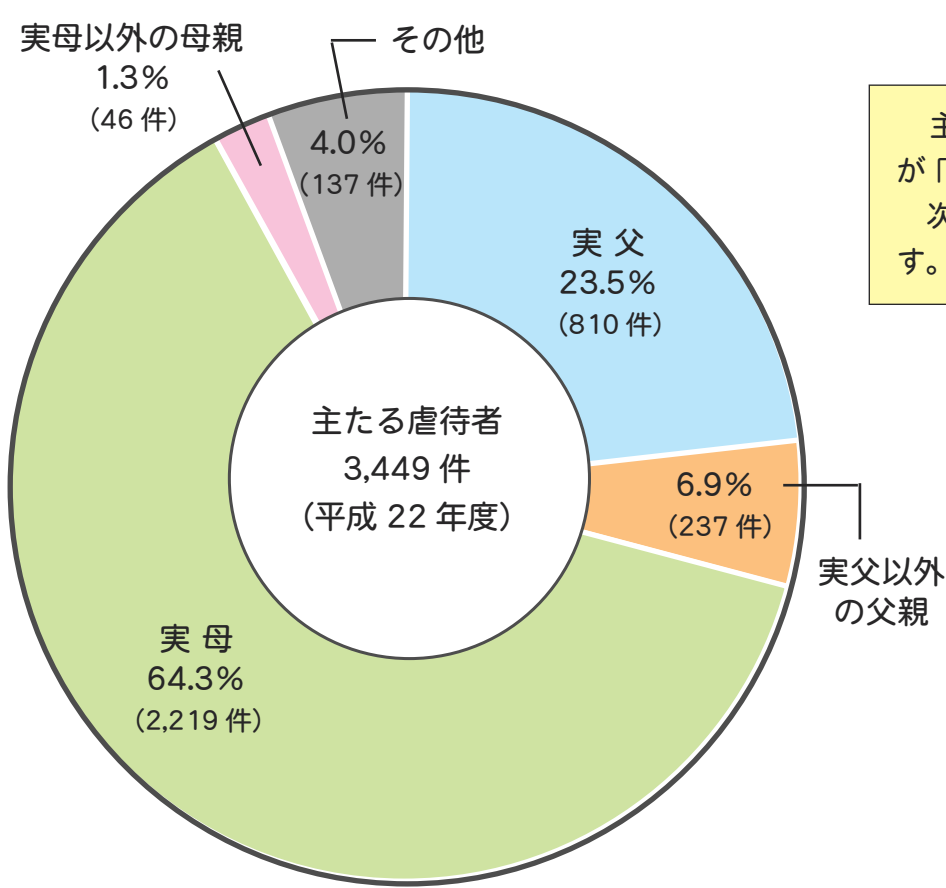
② 埼玉県における児童虐待の現状（埼玉県こども安全課調べ）



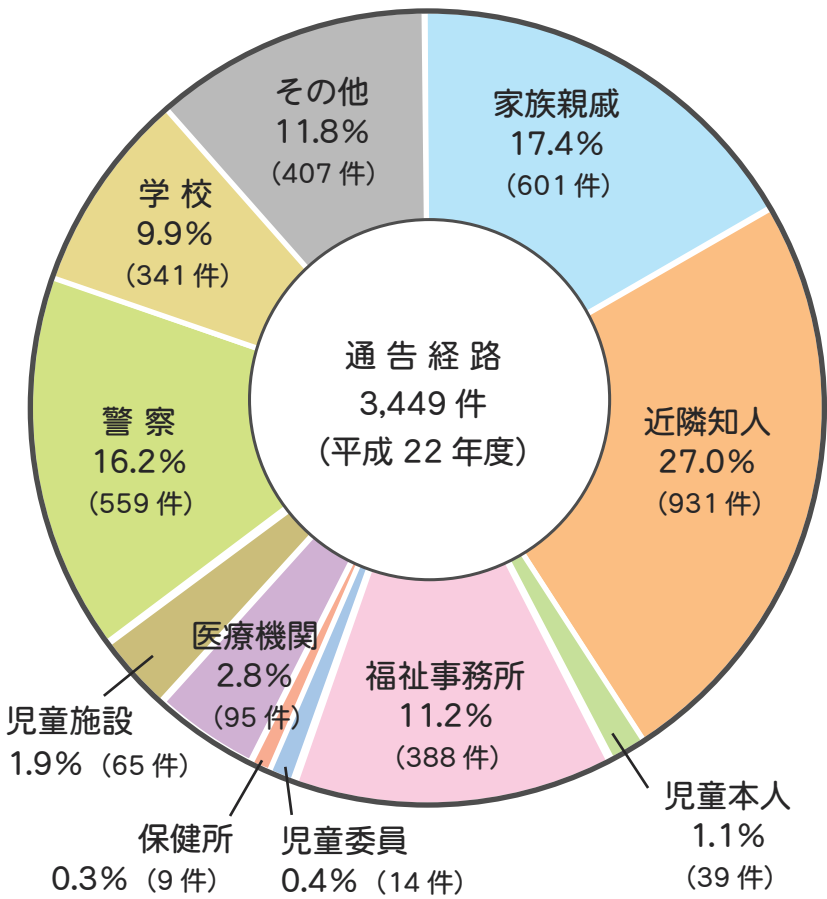
平成 22 年度の埼玉県内の児童相談所における児童虐待相談受付件数は 3,449 件でした。被虐待児の相談種別では「身体的虐待」が最も多く 35.1% (1,212 件)、次に「心理的虐待」で、34% (1,171 件)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が 28.1% (970 件) となっています。



被虐待児の年齢構成をみると、虐待を受けた児童の約半数が、0 歳から就学前までの「乳幼児」です。ついで、小学生が約 1/3 となっています。

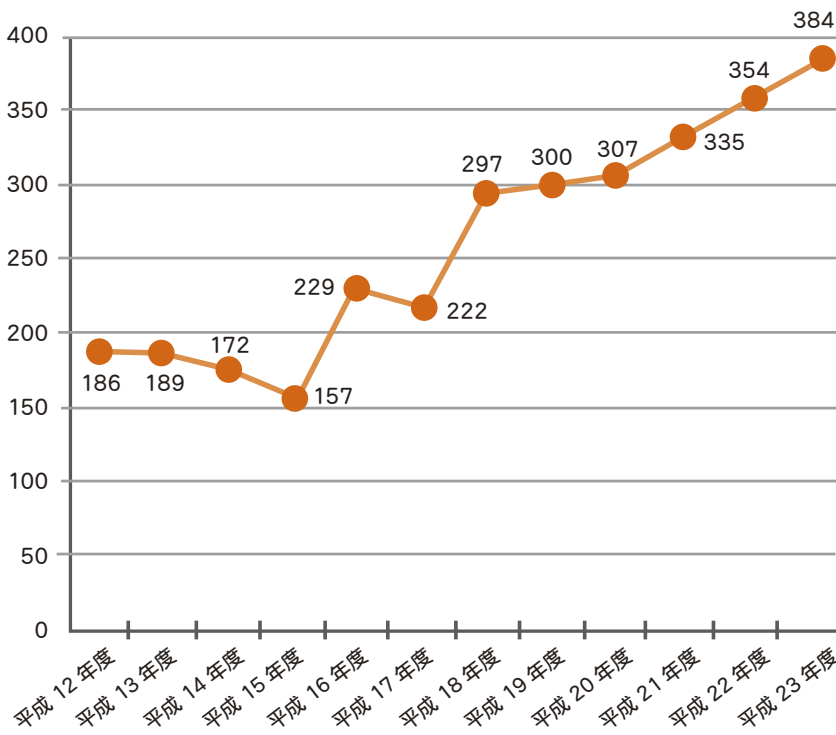


主な虐待者の60%以上が「実母」です。
次いで、「実父」が23%です。

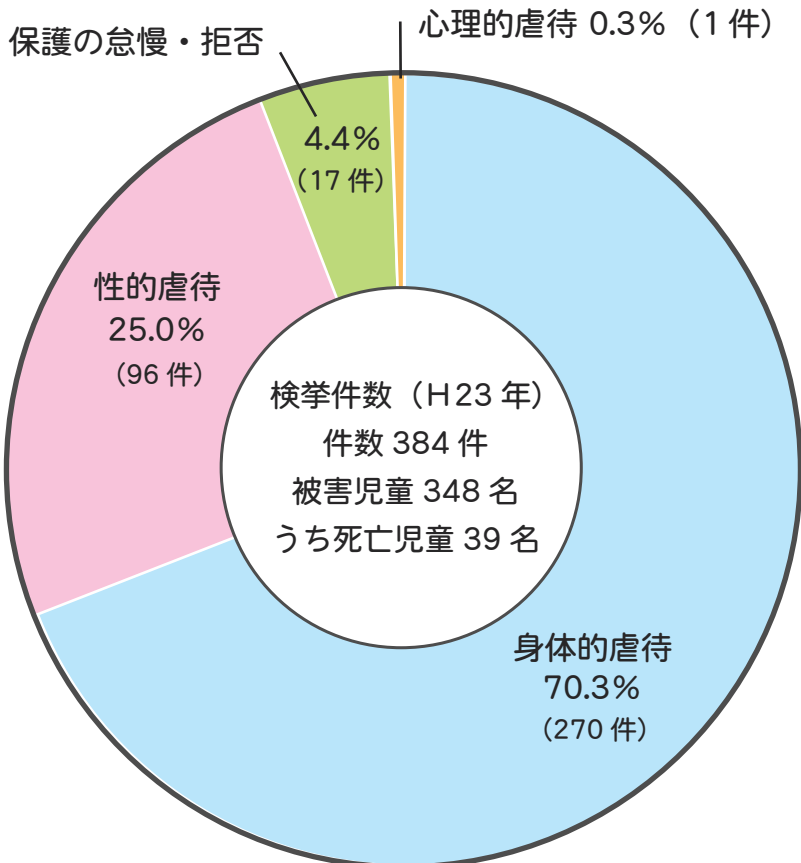


児童相談所への通告経路は、「近隣知人」が最も多く、「家族親戚」、「警察」の順になっています。
医療機関からの通告件数は95件(全3,449件中)で、2.8%となっています。

(3) 児童虐待検挙件数の実態（警察庁調べ）



警察庁調べによる、児童虐待検挙件数の実態の推移です。
 ここ10年で2倍以上に増加しています。



警察庁のまとめによる児童虐待検挙の状況によりますと、「身体的虐待」が270件と約7割を占めています。
 加害者となった保護者の数は409名と過去最多。
 ◇ 実父 134名（32.8%）
 ◇ 実母 119名（29.1%）
 ◇ 母親と内縁関係にある者など 60名（14.7%）
 ◇ 養・継父 82名（20.0%）
 となっています。

3 児童虐待が疑われる所見

(1) 全身的所見

○ 虐待が疑われる全身的所見

◇ネグレクト

低体重
栄養不良
発育の不良

◇身体的虐待

新旧混在する多数の打撲や傷
多数の小出血
不審な傷あと
不自然な火傷
不自然なおびえ
無表情・無感動・無関心
極端なおびえや情緒不安定
親の顔色をうかがう

(2) 歯科的所見

○ 虐待が疑われる歯科的所見

◇ネグレクト

う蝕多発・ランパントカリエス※
多数の未処置歯
多数歯の根尖病巣
重度歯肉炎
口腔清掃状態の不良
歯垢の大量の付着
口臭

◇身体的虐待

歯牙外傷
● 歯牙の動揺 ● 歯冠破折 ● 歯根破折 ● 歯牙脱臼
● 歯根吸収 ● 歯牙の変色 ● 歯髓の退行変性
歯周組織の外傷
歯槽骨等の外傷
● 歯槽突起の骨折 ● 顎骨骨折
舌の外傷
小帯の外傷
口唇裂傷
顔面打撲



※ ランパントカリエス

一般的に小児において、むし歯になりにくいとされている下の前歯を含め、全ての乳歯に急速、かつ広範性に起こるむし歯のこと。

4

児童虐待で見られる口腔内所見

ネグレクト

- ・ランパントカリエス・多数歯のう蝕
- ・多数歯の未処置歯
- ・口腔清掃状態の不良
- ・歯肉炎



身体的虐待

- ・歯肉の凝血・裂傷
- ・口唇・上唇小帯等の裂傷
- ・歯牙の動揺・脱臼・陥入
- ・歯牙破折
- ・歯牙の変色



5 歯科医療機関での対応

日常の診療や歯科健診において、『疑わしきは通報せずではなく、疑わしきは通報する』という義務を理解し、それを確実に実践することが児童虐待の早期発見・予防につながります。

歯科医師が実際に取り扱う児童虐待症例は、一般的に緊急性の高い症例の一手手前です。被虐待児は、虐待による口腔の外傷がない限り、むし歯治療による歯科医院の受診はほとんどありません。歯科医院を受診した際は、養育者が歯科医院に子どもを連れてきたことを評価し、児童虐待の発生予防につなげることが大切です。

児童虐待の防止に向け、1) 虐待の「発生予防」2) 虐待の「早期発見・早期対応」3) 虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまで、切れ目のない支援をしましょう。

子どもから得られる児童虐待SOSサイン

- (1) 極端に口腔内に打撲や外傷が多い
- (2) 髪の毛、顔、手足、衣服などが不潔で、においがする
- (3) 無表情で指をしゃぶる
- (4) 無表情で爪を噛む
- (5) 唇を噛む癖
- (6) ハンカチを噛む癖
- (7) 目を合わせない
- (8) 体に触れることを極端におびえる
- (9) ちょっとした注意や指示で緊張する
- (10) 親がいるのに、スタッフの手を握ってきたり抱きつこうとする
- (11) おどおどして絶えず親の顔色をうかがう態度
- (12) 家に帰りたがらない
- (13) その他



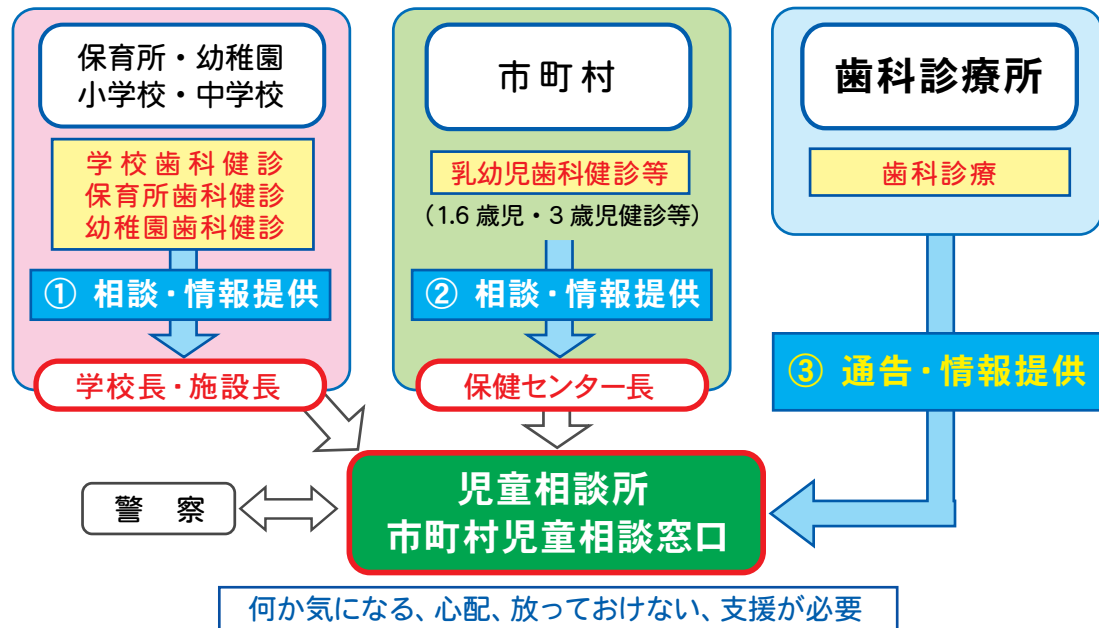
保護者（親）から得られる児童虐待SOSサイン

- (1) 親が子どもの疾患の有無（発達の遅れを含む）、程度や治療に無関心
- (2) 親から子どもへの声掛けがない、突き放すような態度、ぐずった時にうまく関われない
- (3) 子どもの養育について拒否的・無関心
- (4) 気分の変動が激しく、子どもやスタッフなどにかんしゃくを爆発させる
- (5) 子どものけがについて不自然な説明をする
- (6) 異様に子どもに汚されるのを嫌う
- (7) 母子手帳に記載がない、または少ない
- (8) その他

SOSのサインの可能性がある場合は、本人と母親に1週間のライフスタイルの問診をすることにより問題の有無がわかる場合もあります。（好きなことや習い事があるかの問診も含めて）

6 児童虐待が疑われる時の対応について

行政関係者・学校長・施設長・歯科医師会関係者との連携・情報提供



歯科医師の関与（青枠内①②③）が必要です

① 学校歯科健診・保育所歯科健診・幼稚園歯科健診の際の対応

健診の際に児童虐待が疑われる事例を発見した場合、歯科医師は養護教諭、施設職員等に情報提供または相談し、最終的には、学校長・施設長の判断に委ねるようにしましょう。

② 1.6歳児健診・3歳児健診などの際の対応

健診の際に児童虐待が疑われる事例を発見した場合、歯科医師は保健センターの保健師に情報提供または相談し、最終的には保健センター長（または健診主管課長等）の判断に委ねるようにしましょう。

③ 歯科診療所で対応

児童虐待が疑われる事例を発見した場合は、所管の地域の児童相談所に通告するか、市町村の児童相談窓口に通告または情報提供をするようにしましょう。

また、口腔の状態を通じて、児童虐待を早期に発見するとともに、養育者の精神的負担を軽減し、虐待予防につなげるように支援しましょう。

※ ①～③ いずれの場合も、必要に応じて通告や情報提供の前に保健センターや保健所に相談することも考えられます。

児童虐待の診断のポイント

◆う蝕の診断→う蝕歯数より発症部位に注意！

- ・カリエスリスクの低い下顎前歯にむし歯がある。

◆外傷歯の診断

- ・上顎中切歯・乳中切歯以外の外傷や複数歯の外傷がある。
（乳歯・永久歯ともに90%以上は上顎中切歯・乳中切歯の受傷）

※もし虐待が疑われる場合は、顔面・頭部・腕・手足などもよく観察してください。

7 児童虐待 Q & A

Q 1 児童虐待を発見するポイントとは？

A 1 児童虐待は、多くは家庭という「密室」で行われている行為です。また、虐待を受けていても、子どもにとって親の存在はかけがえのないものです。子どもは親との関係を断ち切られる不安から、親から受けている行為について、自ら訴え出ることは稀です。

そのため、学校等の歯科健診時や歯科医療機関での診療時に子どもと接する際は、「虐待を疑う視点を持つ」ことが必要です。特に、ひどい歯の放置や口腔内外傷の放置など、虐待を発見する機会となります。

また、子どもが出すSOSのサインとしては、「不自然さ」が最も重要なサインとなります。

虐待を発見する重要なサインを見逃さないようにしましょう。

① 自然な傷・あざ

② 不自然な身なり・汚れ

真冬なのに極端に薄着だったり、洗濯してもらえない衣服、何日も風呂に入らず汚れた頭髪、臭いなど・・・

③ 発達年齢にそぐわない体格（極端に小さい、痩せている、または肥満）

満身に食事を与えない、愛情飢餓などで成長に障害が起きている可能性があります。極度の肥満の場合は、ネグレクトにより偏った食生活、スナック菓子ばかり食べているなどが考えられます。

④ 不自然な説明

⑤ 不自然な表情

不自然な表情というのは、虐待を受けている児童に特徴的に見られる目つきが鍵となります。

※ Frozen watchfulness とは？

「凍りついた瞳」と言われ、表情の無い凍りついたような眼でじっと見つめることです。

⑥ 不自然な行動

⑦ 不自然な保護者との接し方

Q 2 しつけと児童虐待との違いは？

A 2 どこまでがしつけで、どこからが虐待かの判断は難しいと思います。

しつけとは、子どもの健全育成を目的とした行為で、子どものしつけに関して親権を行

使用する際には、適切に行われなければなりません。

一方、児童虐待は、子どもの健全育成を害する行為、すなわち、子どもの人権侵害です。虐待をしている保護者は、往々にして「しつけのため」と、虐待を正当化する傾向にあります。

子どもの心身を傷つける行為であれば、子どもの立場として判断することが重要です。

Q 3 児童虐待が起こる要因は？

A 3 「親の要因」、「子どもの要因」、「親と子どものとの関係」、「家庭の事情」、「社会からの孤立」など、いろいろな要因があります。

(1) 親の要因

- ・育児不安・育児疲れ等のストレス
- ・子育ての将来への不安
- ・父親が育児や家事に協力的でない
- ・母親の働きが家庭内で正当に評価されない
- ・養育者の感情・情緒の不安定
- ・養育者が攻撃的な性格
- ・養育者のアルコール依存
- ・養育者の精神疾患 など

(2) 子どもの要因

- ・子どもが未熟児、発達が遅れ、障がいがある
- ・手のかかる子、育てにくい子
- ・子どもがよく泣く、要求を強く表す
- ・親として受け入れてくれない子 など

(3) 親と子どもの関係

- ・長期入院等による親子分離
- ・健康な子どもを産めなかったという母親としての自責や養育の不安 など

(4) 家庭の事情

- ・夫婦間の不和・対立
- ・経済的な困窮
- ・借金・失業・父親のリストラ・転居
- ・子連れでの再婚
- ・内縁関係での人間関係
- ・育児知識の欠如 など

(5) 社会からの孤立

- ・核家族化の進行
- ・近隣の住民との人間関係の希薄化
- ・身近に相談相手がない など

児童虐待は、どの家庭にも起こりうる問題で、一部の特定の家庭のみに起こる問題ではありません。

Q 4 虐待で起こり得る口腔外傷とその時の状況は？

- A 4 (1) 上顎骨および下顎骨の骨折、口腔周囲のあざ・・・突き飛ばしや投げつける
(2) 歯の外傷(破折、脱臼 欠損)・・・手等による殴打、物を投げつける、突き飛ばす
(3) 舌および上唇小帯の裂傷・・・哺乳瓶やスプーン等で食事を強制的に取らされた場合
(4) 口腔粘膜の外傷・・・猿ぐつわによる口角の擦過傷や口唇の腫脹など
(5) 口蓋の外傷・・・熱いものを無理に飲まされた場合や強制的な食事

Q 5 歯科医師が母親と向き合える内容はありますか？

A 5 児童虐待の約 50 パーセントが 3 歳児以下の乳幼児で、被虐待者の約 60 パーセントが実母というデータから、この年齢の児童を持つ母親に注目しながら、【児童虐待の発生予防】を考えていくことが重要です。最初に、産後うつ病は家族の協力により予防することが可能です。

- (1) 歯科医師は、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診においてスクリーニングの大切さを実感する必要があり、むし歯予防のみならず、児童の表情や顔色はもちろんのこと発育状態の確認も大切です。

また、健診時の母親の表情や会話などからの情報を得ながら、児童のおかれている家庭環境について把握するような健診が、現代社会には望まれてきています。

- (2) また、3 歳児から 6 歳児は、保育所・幼稚園での健診、就学児健診での口腔疾患のハイリスク児童の把握が大変重要であり(ネグレクト等の確認)、園や小学校の先生と連携しながら、原因の究明・解決に努め、母親と向き合うことが必要となってきます。

- (3) 昨今の児童虐待を社会問題としてではなく、『母と子の絆の問題』としてとらえ、母乳育児を通してのスキンシップの大切さを母親にお伝えすることも時としていい場合があります。

- (4) 1995 年に行われましたルイス・エリクソンの調査では、母乳により授乳ができなかった(しなかった)母子の虐待率は、母乳により授乳をしていた母子の実に約 38 倍の値を示したという報告があります。また、産後の親子対面を早めることも親子の絆の形成にはいいとも言われています。

- (5) 種々の理由で母乳を与えられない場合も、口の動きや咀嚼の発達には影響がないことを伝えて、母親が育児不安にならないよう支援することが大切です。

Q 6 児童虐待の早期発見・通告に関する法律について

A 6 児童虐待は家庭の中で起こっていることが多く、「虐待ではないか？」という視点や問題意識を持っていないと、見過ごされてしまいがちです。それぞれの歯科医院や日常の場面で、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても大切です。

児童虐待防止法第5条では、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と定めています。

(1) 大事なこと

- ① 虐待と思われる子どもを診療した歯科医師は、市町村または児童相談所に通告する義務があります（児童虐待防止法第6条・児童福祉法第25条）。
- ② 虐待の事実を確認する必要はありません。
- ③ 虐待の事実確認は、児童相談所の役割です。
- ④ 「虐待かもしれない」と思われたら通告を考えます。

(2) 通告・連絡先

通告とは、児童の住所がある管内の児童相談所または市町村の児童相談窓口へ、児童虐待の疑い事例について連絡することです。

(3) 通告の時期

「おかしい」と思われた時点で通告してかまいません。虐待の確かさを調査するのは、通告された側の役割です。『様子を見る』という判断をされるのは、虐待の可能性がほぼないというときだけです。『様子を見ている』あいだも、子どもは虐待され続けているかもしれないことを忘れないでください。

(4) 通告の方法

通告する場合は電話で構いません。

文書での通告は、22ページの情報提供（通告）シートをご活用下さい。

児童虐待の早期発見・早期対応のための法律です

※ 参考資料として、P27に掲載

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待の早期発見の努力

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童虐待の通告の義務

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

守秘義務違反には該当しないと明記

第六条第3項 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

通告者の安全保護

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(コピー、または埼玉歯会専用ホームページからプリントしてご利用ください)

児童虐待の早期発見チェックリスト

※チェック項目が多い場合は、児童相談所へ連絡してください。

児童氏名 _____ (歳) 児童住所 _____
 記載者名 _____ 記載年月日 _____ 年 月 日 _____

【子どもの所見】

● 全身所見

- 低体重
- 栄養不良
- 発育の不良
- 新旧混在する多数の打撲や傷
- 多数の小出血
- 不審な傷あと
- 不自然な火傷
- 不自然なおびえ
- 無表情、無感動、無関心
- 極端なおびえや情緒不安定
- 親の顔をうかがう

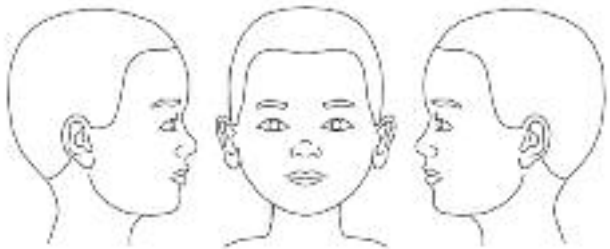
● 歯科的所見

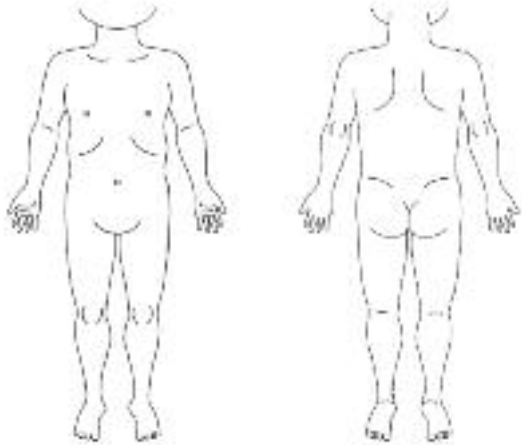
- 歯肉や舌の凝血・裂傷
- 口唇・口角・上唇小帯等の裂傷
- 口腔清掃の不良
- う蝕多発・ランパントカリエス
- 重度の歯肉炎
- 歯牙破折
- 歯牙の変色
- 歯牙の動揺・不完全脱臼・陥入等

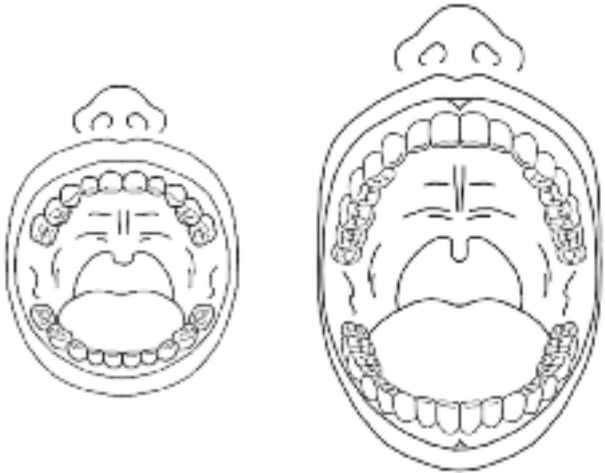
【親の態度・言動】

- 病歴のあいまいで矛盾した説明
- 外傷の程度や治療方法等に無関心
- 受診までの時間が長すぎる
- アルコール依存、薬物依存、統合失調症などの疾患
- 歯科医療従事者に対する挑発的
態度・衝動的行動等
- 治療費の未納

全身・歯科的所見記入欄







（コピー、または埼玉歯会専用ホームページからプリントしてご利用ください）

あて

平成 年 月 日

（児童相談所長あて又は市町村担当課あて）

歯科医療機関

医療機関名

氏名

電話

通 告 書

（ふりがな） （ ）

1 児童氏名

2 生年月日 平成 年 月 日（ 歳）

3 住所 電話番号 （ ）

4 保護者氏名

5 虐待の状況 ※簡単にご記入ください

6 家庭の状況 ※わかる範囲でご記入ください

7 口腔内の所見（口腔清掃状態・歯牙外傷・歯周組織外傷・歯槽骨外傷等）

その他特記すべきこと

11 連絡先記入シート及び県内児童相談所所在地マップ

所管の地域の児童相談所・市町村児童相談窓口の電話番号をご記入ください！

児童相談所

TEL — —

市町村児童相談窓口

TEL — —

* 記入の際は 24～26 ページの連絡先一覧をご参照ください。
通告先は、児童の住所地の市町村又は当該市町村を担当する児童相談所です。

県内児童相談所の所在地



12 連絡先

児童相談所全国共通ダイヤル（お住まいの地域の児童相談所につながります）

0570-064-000

（埼玉県の受付時間は平日 8:30～18:15 です）

児童虐待に関する連絡先はこちら

市町村名	電話番号	児童相談所	市町村名	電話番号	児童相談所
さいたま市	さいたま市には市の児童相談所があります	さいたま市児童相談所 048-840-1448 ⑧ ※24 時間 365 日	所沢市	04-2998-9129 ※8:30～17:00	所沢児童相談所 04-2992-4152 ④
鴻巣市	048-541-1894	中央児童相談所 048-775-4152 ①	飯能市	042-973-2119	
上尾市	048-775-5121 ※8:30～17:00		狭山市	04-2953-1111 (内線 1357)※8:30～17:00	
桶川市	048-786-3211 (内線 1342・1346)		入間市	04-2964-1111 (内線 1351)※8:30～17:00	
久喜市	0480-22-1111 (内線 3283)		朝霞市	048-463-2834	
北本市	048-591-1111 (内線 2341)		志木市	048-473-1124	
蓮田市	048-768-3111 (内線 154)		和光市	048-424-9124	
伊奈町	048-721-2111 (内線 2160)		新座市	048-424-9161	
白岡町	0480-92-1111 (内線 152)				
川口市	048-257-3330	南児童相談所 048-262-4152 ②	熊谷市	048-524-1111 (内線 255)	熊谷児童相談所 048-521-4152 ⑤
蕨市	048-433-7757		行田市	0120-556-212 ※24 時間 365 日	
戸田市	048-441-1800 (内線 425・450・456・698)		秩父市	0494-25-5204	
川越市	0120-283-505 ※8:30～18:15	川越児童相談所 049-223-4152 ③	加須市	0480-62-1111 (内線 161・180)	
東松山市	0493-63-5005		本庄市	0495-25-1129	
富士見市	049-251-2711 (内線 336・337)		羽生市	048-561-1121	
ふじみ野市	049-262-9034		深谷市	048-571-1211 (内線 3375・3376)	
坂戸市	049-283-1331 (内線 482)※8:30～17:00		横瀬町	0494-25-0116	
鶴ヶ島市	049-271-1111 (内線 154)		皆野町	0494-62-1233	
日高市	042-989-2111 (内線 1165)		長瀬町	0494-66-3111 (内線 133)	
三芳町	049-258-0055		小鹿野町	0494-75-4101	
毛呂山町	049-295-2112 (内線 113・114)		美里町	0495-76-5132	
越生町	049-292-3121 (内線 113・114)		神川町	0495-77-2112	
滑川町	0493-56-2056		上里町	0495-35-1236	
嵐山町	0493-62-0823		寄居町	048-581-7738	
小川町	0493-72-1221 (内線 191)				
ときがわ町	0493-65-1521 (内線 132)		春日部市	048-736-1111 (内線 2754・2575)	越谷児童相談所 048-975-4152 ⑥
川島町	049-299-1756		越谷市	048-963-9172	
吉見町	0493-63-5014		幸手市	0480-42-8454	
鳩山町	049-296-1211 (内線 141)	宮代町	0480-34-1111 (内線 323)		
東秩父村	0493-82-1221	杉戸町	0480-33-1111 (内線 265・279)		
		松伏町	048-991-1876		
		草加市	048-941-6791 ※8:30～17:00	越谷児童相談所 草加支所 048-920-4152 ⑦	
		八潮市	048-996-2111 (内線 427)		
		三郷市	048-930-7780		
		吉川市	048-982-9529 ※8:30～17:00		

※各市町村の受付時間は、概ね月～金（祝日、年末年始を除く）の 8:30～17:15 です。受付時間が異なる場合は注記しています。

※各児童相談所（さいたま市児童相談所除く）の受付時間は、月～金（祝日、年末年始除く）の 8:30～18:15 です。

受付時間外の連絡先

休日夜間児童虐待通報ダイヤル 048-779-1154
（さいたま市の方は、休日夜間も 048-840-1448 におかけください。）

埼玉県福祉部こども安全課 総務・児童相談担当

さいたま市浦和区高砂 3-15-1 TEL048-830-3339

市町村保健センター一覧

	市町村名	施設名称	電話番号
ア	上尾市	保健センター	048(774)1411
	朝霞市	保健センター	048(465)8611
イ	伊奈町	保健センター	048(720)5000
	入間市	健康福祉センター	04(2966)5511
オ	小鹿野町	健康福祉センター	0494(75)4421
	小川町	健康福祉センター	0493(74)2323
	桶川市	保健センター	048(786)1855
	越生町	保健センター	049(292)5505
カ	春日部市	中央保健センター*1	048(736)1111
		庄和保健センター	048(746)0108
	加須市	保健センター	0480(62)1311
		騎西保健センター	0480(73)3361
		北川辺保健センター*2	0280(62)3322
		大利根保健センター	0480(72)5799
	神川町	保健センター	0495(77)4041
	上里町	保健センター	0495(33)2550
	川口市	保健センター	048(256)2022
		鳩ヶ谷分室	048(284)2325
	川越市	総合保健センター	049(224)8611
	川島町	保健センター	049(299)1758
キ	北本市	保健センター*3	048(591)1111
		母子健康センター*3	048(591)1111
	行田市	保健センター	048(553)0053
ク	久喜市	中央保健センター	0480(21)5354
		菫蒲保健センター	0480(85)7021
		栗橋保健センター	0480(53)1111
		鷺宮保健センター	0480(58)8521
	熊谷市	熊谷保健センター	048(526)5737
		母子健康センター	048(525)2722
		大里保健センター*4	0493(39)1115
		妻沼保健センター*4	048(588)1516
		江南保健センター*4	048(536)1521
コ	鴻巣市	鴻巣保健センター	048(543)1561
		吹上保健センター	048(548)6252
		川里保健センター*5	048(569)3141
	越谷市	市立保健センター	048(978)3511
サ	さいたま市	西区役所保健センター*6	048(620)2700
		北区役所保健センター*6	048(669)6100
		大宮区役所保健センター*6	048(646)3100
		見沼区役所保健センター*6	048(681)6100
		中央区役所保健センター	048(853)5251
		桜区役所保健センター*6	048(856)6200
		浦和区役所保健センター	048(824)3971
		南区役所保健センター*6	048(844)7200
		緑区役所保健センター*6	048(712)1200
		岩槻区役所保健センター	048(798)2211
	坂戸市	市立市民健康センター	049(284)1621
	幸手市	保健福祉総合センター	0480(42)8421

	市町村名	施設名称	電話番号
	狭山市	保健センター	04(2959)5811
シ	志木市	健康増進センター	048(473)3811
	白岡町	健康づくり課保健センター	0480(92)1201
ス	杉戸町	保健センター	0480(34)1188
ソ	草加市	保健センター	048(922)0200
チ	秩父市	保健センター	0494(22)0648
		吉田保健センター	0494(77)1112
		大滝保健センター	0494(55)0102
		荒川保健センター	0494(54)2231
ツ	鶴ヶ島市	保健センター	049(271)2745
ト	ときがわ町	保健センター	0493(65)1010
		保健センター玉川分室	ときがわ町保健センターへ
	所沢市	保健センター	04(2991)1811
	戸田市	市立医療保健センター	048(421)4114
ナ	長瀨町	保健センター*7	0494(66)3111
	滑川町	保健センター	0493(56)5330
ニ	新座市	保健センター	048(481)2211
ハ	蓮田市	保健センター*8	048(768)5111
	鳩山町	保健センター	049(296)2530
	羽生市	保健センター*9	048(562)1771
	飯能市	保健センター	042(974)3488
ヒ	東秩父村	保健センター	0493(82)1557
	東松山市	保健センター	0493(24)3921
	日高市	日高市立保健相談センター	042(985)5122
フ	深谷市	保健センター	048(575)1101
		岡部保健センター*10	048(585)2214
		川本保健センター*10	048(583)2532
		花園保健センター*10	048(584)1123
	富士見市	健康増進センター	049(252)3771
	ふじみ野市	保健センター	049(264)8292
ホ	本庄市	保健センター	0495(24)2003
		児玉保健センター	0495(72)5540
マ	松伏町	保健センター	048(992)3170
ミ	三郷市	保健センター	048(930)7771
	美里町	保健センター	0495(76)2855
	皆野町	母子健康センター*11	0494(62)1233
	宮代町	保健センター	0480(32)1122
	三芳町	保健センター	049(258)1236
モ	毛呂山町	保健センター	049(294)5511
ヤ	八潮市	市立保健センター	048(995)3381
ヨ	横瀬町	総合福祉センター*12	0494(25)0083
	吉川市	保健センター	048(982)9803
	吉見町	保健センター	0493(54)3120
	寄居町	保健福祉総合センター	048(581)8500
ラ	嵐山町	健康増進センター*13	0493(62)2150
ワ	和光市	保健センター	048(465)0311
	蕨市	保健センター	048(431)5590

【連絡先・転送】*1 市役所（健康課）へ *2 北川辺総合支所（健康医療課）へ *3 市役所（健康づくり課）へ *4 熊谷保健センターへ
 *5 鴻巣保健センターへ転送 *6 各区役所へ *7 町役場（健康福祉課）へ *8 市役所（健康増進課）へ *9 市役所（保健医療課）へ
 *10 総合支所（福祉健康課）へ *11 町役場（健康福祉課）へ *12 町役場（健康づくり課）へ *13 町役場（健康福祉課）へ

県内保健所 一覧

【埼玉県の保健所】

施設名	電話番号	担当区域
川口保健所	048-262-6111	川口市、蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	春日部市、越谷市、松伏町
草加保健所	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須保健所	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0494-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

■月曜日～金曜日 8:30～17:15

【市設置の保健所】

さいたま市保健所	048-840-2205	さいたま市
----------	--------------	-------

■月曜日～金曜日 8:30～17:15

川越市保健所	049-227-5101	川越市
--------	--------------	-----

■月曜日～金曜日 8:30～17:00

公布：平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項

において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務

上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又

は児童相談所長へ通知すること。

- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児

童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わ

することができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信
- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第

一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児

童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一

時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令(同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(平成12年11月20日)から施行する。(後略)

◎児童虐待に関連する法律等を掲載しているホームページのURL

- ・ 埼玉県こども安全課ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/g10/>
- ・ 厚生労働省児童虐待防止対策・DV 防止対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>
- ・ 文部科学省ホームページ
<http://www.mext.go.jp/>
- ・ 総務省 e-Gov (イーガブ)
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

◎参考文献・参考図書

1. 「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」
埼玉県 平成 17 年 3 月
2. 「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」
文部科学省 平成 19 年 10 月
3. 「児童虐待の早期発見と防止マニュアル」
社団法人日本医師会 平成 14 年 7 月
4. 「歯口から気づく子どもの虐待」
社団法人宮城県歯科医師会 平成 21 年 4 月
5. 「歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援」
社団法人三重県歯科医師会 平成 18 年 3 月
6. 「かけがえのない命のために～知っておきたい児童虐待～」
社団法人京都府歯科医師会 平成 22 年 3 月
7. 「児童虐待と歯科とのかかわり」
社団法人東京都歯科医師会 (ホームページに掲載)
8. 「こどもの虐待対応の手引き」
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 平成 21 年 9 月

◎ 歯科医療機関向け児童虐待対応マニュアル作成編集委員会の策定経過

第1回委員会 平成23年7月14日(木)

第2回委員会 平成23年12月1日(木)

◎ 編集委員会メンバー (順不同・敬称略)

◇ 行政関係者

所 属	職 名	氏 名
埼玉県保健医療部健康づくり支援課	医 幹	遠藤 浩正
埼玉県春日部保健所	担当課長	藤森 由美子
埼玉県狭山保健所	担当課長	石川 清子
埼玉県教育局市町村支援部人権教育課	指導主事	吉川 英一
埼玉県中央児童相談所	担当部長	石川 利郎
埼玉県南児童相談所	担当部長	枝久保 達夫
埼玉県所沢児童相談所	担当部長	坂本 由美子
埼玉県福祉部こども安全課	副課長	篠崎 誠

◇ 歯科医師会関係者

所 属	職 名	氏 名
地域保健部	部 長	◎ 深井 穂博
〃	副部長	三木 昭代
〃	〃	藤野 悦男
〃	部 員	岩田 夏彦
〃	〃	河野 隆之
学校歯科部	部 長	齋藤 秀子
〃	副部長	蔭山 俊一
〃	常任部員	宇内 充
〃	部 員	辻川 裕久
〃	〃	吉田 明弘

◎は委員長

◎ 作業委員会メンバー (順不同・敬称略)

所 属	職 名	氏 名
地域保健部	副部長	三木 昭代
〃	〃	藤野 悦男
〃	部 員	岩田 夏彦
〃	〃	河野 隆之
学校歯科部	副部長	蔭山 俊一
〃	常任部員	宇内 充
〃	部 員	辻川 裕久
〃	〃	吉田 明弘

MEMO

児童虐待防止のための早期発見・対応マニュアル
～歯・口から気づく 子どものSOS～

発行日 平成 24 年 3 月

編 集 歯科医療機関向け児童虐待対応マニュアル作成編集委員会

事務局 埼玉県福祉部こども安全課

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-3339

FAX 048-830-4787

協 力 (社) 埼玉県歯科医師会



埼玉県のマスコット コバトン